

中国：増値税還付率を改訂

中国財政部は増値税(日本の消費税に相当)の輸出時の還付率を昨年(2015年)の12月31日改訂した。実施は今年(2016年)の1月1日から。

自転車関係では完成車及び電動自転車が15%から17%に、部品関係ではローラーチェーンが9%から13%に、また男性用・女性用サイクリングウェアが16%から17%に引き上げられた。なお、自転車用照明装置(8512.1000)は完成車等と同じ17%となっているが、今回の改訂の対象ではない。

多数の自転車関係製品が還付率改訂の対象となったのは2009年6月1日以来のことである。

財政部の通達(关于调整部分产品出口退税率的通知・财税〔2014〕150号)及び製品別の還付率は下記を参照されたい。

http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201412/t20141231_1175119.htm#

以下は主な製品の還付率である。

輸出増値税還付率一覧表(自転車・部品・関連製品)

関税コード	製品名	新還付率(%)	旧還付率(%)
3926.909090	リフレクター	13	13
4011.5000	ゴム製の空気タイヤ(新品のもの)(自転車用のもの)	13	13
4013.2000	ゴム製のインナーチューブ(自転車用のもの)	13	13
4202.9200	樹脂製バスケット(注)	15	15
6211.3390 6210.4310	男性用・女性用サイクリングウェア	17	16
6403.1900 90	シューズ	15	15
7315.1110	ローラーチェーン(自転車用のもの)	13	9
7326.2090	鋼鉄製バスケット	9	9
8301.4000	固定型ロック	9	9

8301.5000	チェーンロック	9	9
8512.1000	自転車用照明装置	17	17
8711.9010 10	電動自転車	17	15
8711.90109 01	消費税を徴収しないその他の電動及び電動アシストオートバイ及びサイドカー	17	15
8711.90109 02	消費税を徴収するその他の電動及び電動アシストオートバイ及びサイドカー	17	15
8712.0020	競技用自転車	17	15
8712.0030	マウンテンバイク	17	15
8712.0041	クロスカントリーバイク(16,18,20 インチのもの)	17	15
8712.0049	その他のクロスカントリー	17	15
8712.0081 10	12-16 インチのもので、他の項に該当するものを除く。	17	15
8712.0081 90	11 インチ以下のもので、他の項に該当するものを除く。	17	15
8712.0089	その他の自転車	17	15
8712.0090	その他の非機動足踏み車	17	15
8714.1100 00	オートバイ及び機動足踏両用車用サドル	15	15
8714.9100	フレーム、ホーク及びその部品	15	15
8714.9200	リム、スポーク	15	15
8714.9310	ハブ	15	15
8714.9320	フリーホイール	15	15
8714.9390	その他	15	15
8714.9400	ブレーキ(コースターブレーキハブ、ハブブレーキを含む)及びその部品	15	15
8714.9500	サドル	15	15
8714.9610	ペダル及びその部品	15	15
8714.9620	ギヤクランク及びその部品	15	15
8714.9900	その他	15	15

(自振協事業部作成)

注: 樹脂製バスケットは関税コード 3926 に分類される場合もあり、その場合は 13%。
コードの分類方法は税関によって異なる場合がある。

許可なく転載することを禁ず。